

1. 計画の対象施設・分類の見直し 【第 1 章.4 計画の対象施設】

① 計画対象施設の見直し ⇒ **計画対象の公共施設は既存の 247 施設**とします。

主な変更点	1	施設の数え方を変更【複合施設は施設全体で一つと数える】
	2	面積規模の小さい施設や、借用施設を計画対象から除外。
	3	計画対象とする施設を追加【クリーンセンター等】

② 施設分類の見直し ⇒ 分類と具体的な施設を結び付きやすくするために変更します

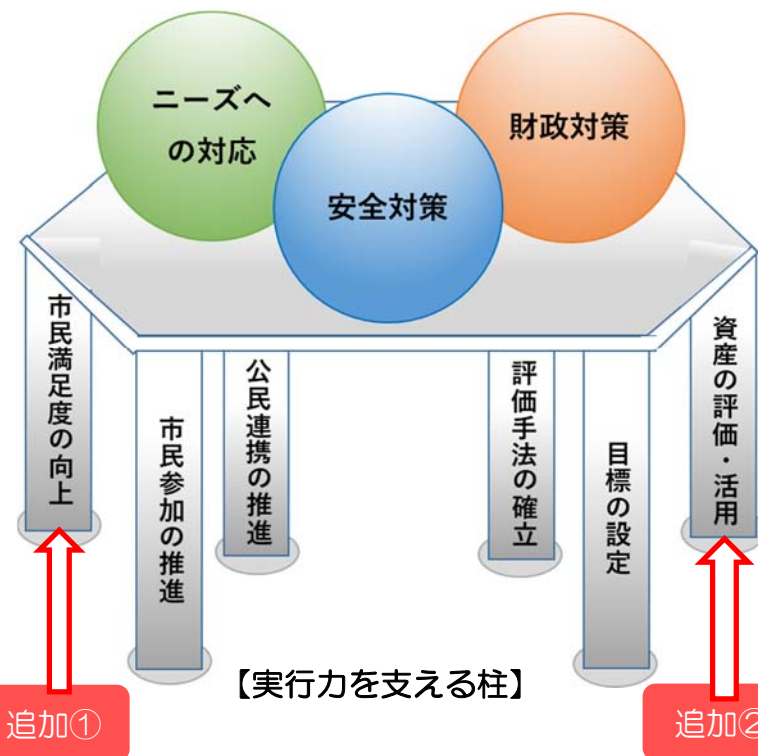
③ 計画の削減目標とする延床面積【12 万㎡】の削減に変更はありません。

2. 実行力を支える柱の追加

【第 3 章 1.基本方針等・(1) 全体方針 (3) 実行力を支える柱】

- 個別計画を策定する中で気付いた着眼点や必要な項目を、実行力を支える新たな柱として追加します。

【総合管理計画の基本方針】

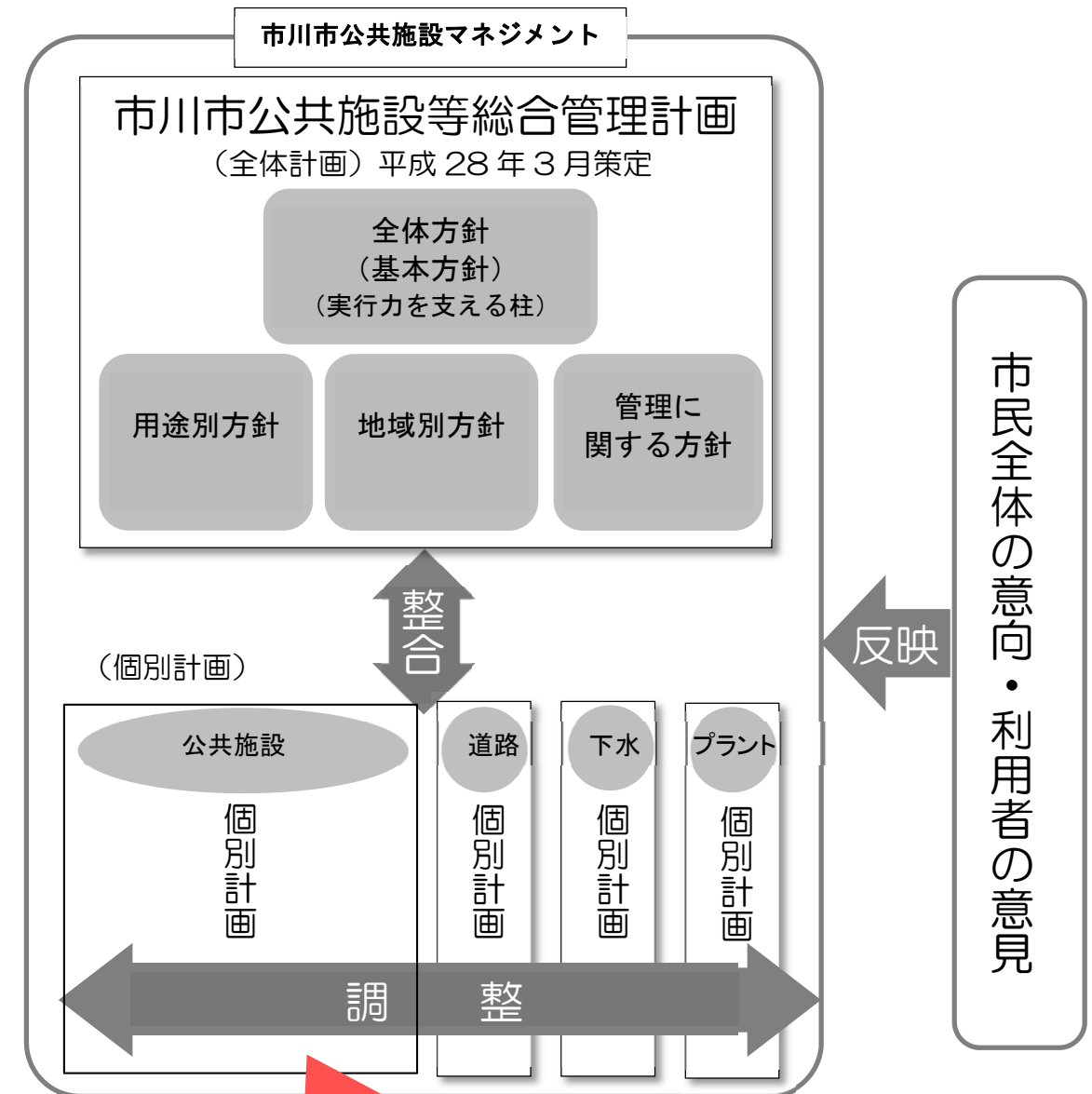


実行力を支える新たな柱

- 市民満足度の向上**
 - 施設の再編・整備に際し、市民の満足度向上を意識してまいります。
 - 市民の生活レベル向上に資する施設を、必要に応じて作ってまいります。
- 資産の評価・活用**
 - 施設の再編・整備を検討する際に、「資産老朽化比率」等、施設の残存価値も考慮して時期を定めます。
 - 公共施設や土地を資産と捉え、収益確保や、施設の再編・整備における有効活用を検討します。

3. 公共施設マネジメント体系の変更 【第 5 章 1.計画の進行】

- 公共施設個別計画の完成時期を平成 29 年度末から平成 31 年度中期に変更します。
- 公共施設マネジメントの体系を以下のように改めます。



※ 公共施設の個別計画は用途単位ではなく、全体を一つの計画にまとめます。